

美里町国民保護計画修正

新旧対照表

修正前	修正後
<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類並びに収集及び報告の様式</p> <p>(前略)安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)</p> <p>第1条に規定する様式第1号(P90に掲載)及び様式第2号(P91に掲載)により、安否情報を収集する。また、収集した安否情報を安否情報省令第2条に規定する様式第3号(P92に掲載)により、県に報告する。</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、(中略)向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、(中略)自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類並びに収集及び報告の様式</p> <p>(前略)安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)</p> <p>第1条に規定する様式第1号(P90に掲載)及び様式第2号(P91に掲載)の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて、県に報告する。(P21)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、(中略)向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、(中略)自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。(P23)</p>
<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>(前略)避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト及び<u>避難行動要支援者名簿</u>等必要な基礎的資料を準備する。(P25)</p> <p>(3) 高齢者、障害者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>(前略)<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を</p>

速に設置できるよう職員の配置に留意する。

第2編 平素からの備えや予防

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

第3篇 武力攻撃事態等への対処

第2章 町対策本部の設置等

1 町対策本部の設置

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

④武力攻撃事態等における各対策部の業務

【事務分掌】

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携

(2) 国・県の現地対策本部との連携

(略) 共同で現地対策本部の運用を行う。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

2 警報の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

第2 避難住民の誘導等

3 避難住民の誘導

弾道ミサイル攻撃の場合

(略)

○弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体(略)実際の着弾地点

迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。(P25)

第2編 平素からの備えや予防

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。(P27)

第3篇 武力攻撃事態等への対処

第2章 町対策本部の設置等

1 町対策本部の設置

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

④武力攻撃事態等における各対策部の業務

【事務分掌】 別紙

(P36)

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携

(2) 国・県の現地対策本部との連携

(略) 共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。(P42)

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

2 警報の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。(P47)

第2 避難住民の誘導等

3 避難住民の誘導

弾道ミサイル攻撃の場合

(略)

○弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道

は変わってくる。このため、すべての町に（略）

ミサイルの主体（略）変わってくる。

このため、市町村は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。（P56）

【事務分掌】 ●正 ○副

部名	部長	部員	分 掌 事 務
総務対策部	(正) 総務課長 (副) 企画情報課長	総務課職員 企画情報課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の組織・運営（総務課） 2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課） 3. 通信の確保（○総務課、●企画情報課） 4. 職員の動員及び派遣（総務課） 5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課） 6. 災害情報の伝達（●総務課、○企画情報課） 7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課） 8. 広報活動（企画情報課） 9. 報道機関との連絡調整（総務課） 10. 応援の受け入れ対応（総務課） 11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○企画情報課） 12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課） 13. り災証明の発行（●総務課、○企画情報課） 14. 復旧・復興計画等に関すること（企画情報課） 15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）
福祉対策部	(正) 福祉課長 (副) 住民課長	福祉課職員 住民課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課） 2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民課） 3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課） 4. 救援状況の報告に関すること（福祉課） 5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民課） 6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課） 7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民課） 8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会） 9. 仮設住宅の事務手続きに関すること（福祉課）
保健衛生対策部	(正) 健康保険課長 (副) 水道衛生課長	健康保険課職員 水道衛生課職員 東部出張所職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水及び供給施設の確保（水道衛生課） 2. 食品衛生の保全（水道衛生課） 3. 廃棄物処理、家屋の解体及び清掃（水道衛生課） 4. 日赤との連絡調整（健康保険課） 5. 防疫、救護（健康保険課） 6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送（健康保険課） 7. 避難者の健康チェック（健康保険課）
農林対策部	(正) 経済課長 (副) 林務観光課長	経済課職員 林務観光課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林業の被害調査報告及び応急対策（経済課、林務観光課） 2. 被災農林地及び関連施設等の復旧（経済課、林務観光課） 3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋（経済課、林務観光課） 4. 農協その他関係団体との連絡調整（経済課、林務観光課）

部名	部長	部員	分 掌 事 務
土木対策部	(正) 建設課長	建設課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路河川等の防災及び応急復旧対策 2. 土木関係の被害調査、報告 3. 交通途絶時の道路等、迂回路の設定 4. 応急対策用資材の準備及び輸送 5. 地域振興局土木部その他関係機関との連絡調整 6. 建物・宅地等の応急危険度判定 (●総務課、建設課) 7. 仮設住宅の建設に関すること (●建設課)
文教対策部	(正) 学校教育課長 (副) 社会教育課長	教育委員会職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文教施設の被害調査、報告及び応急対策 2. 応急教育対策 3. 教材学用品等の配給 4. 児童生徒の安全確保 5. 教育事務所との連絡調整 6. 学校職員及び施設使用の連絡調整に関すること
出納対策部	(正) 税務課長 (副) 会計課長	税務課職員 会計課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助金の出納に関すること (会計課) 2. 義援金等の保管 (会計課) 3. 家屋等の被害認定調査に関すること (税務課) 4. 税の減免等に関すること (税務課)
議会対策部	(正) 議会事務局長	議会事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>議会との連絡・調整に関すること。</u>